

帯広市公営住宅条例の一部改正について  
帯広市公営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市公営住宅条例の一部を改正する条例  
帯広市公営住宅条例（平成 9 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第 40 条」を「第 40 条の 3」に改める。

第 11 条第 1 項中「7 日以内」を「15 日以内」に改め、同項第 1 号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書」を「緊急時の連絡先を記載した請書」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 12 条の見出しを「（緊急時の連絡先の変更）」に改め、同条中「連帯保証人に欠員その他の異動を」を「緊急時の連絡先に変更が」に改め、「新しく同号の条件を満たす連帯保証人を選任し、」を削る。

第 15 条第 4 項中「当該入居者の収入」を「令第 2 条で定めるところにより、第 34 条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入」に改める。

第 16 条第 3 項中「収入の申告」の次に「又は第 34 条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第 9 条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第 18 条第 1 項中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

第 40 条の 3 第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第 44 条及び第 59 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の帯広市公営住宅条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 8 条第 2 項の規定により入居者として決定した者から適用する。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（説 明）

民法改正を踏まえ、連帯保証人に係る規定を削除するほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。